

府中市ブロック塀等の安全確保事業



安心・安全なまちづくりを促進するため、ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路の確保を目的に危険な状態にある避難路沿いのブロック塀等を除却及び建替えされる方に、その費用の一部を補助します。

補助金の概要について

1. 補助の対象となる危険なブロック塀

次の①から③の要件のすべてを満たす危険なブロック塀が対象です。

- ①市内に存する避難路等の沿道に面するブロック塀等(避難路については都市デザイン課へお問い合わせください)
- ②耐震診断等で安全性が確認できないもの(安全性に係るチェックリストによる診断でも大丈夫です)
- ③ブロック塀等の高さが0.8m以上のもの(一般的なブロック塀では4段以上が目安です)

2. 補助の対象となる方

次の方が対象です。

●補助の対象となるブロック塀等の所有者又は管理者

※ただし、市税に滞納がある方、暴力団関係者、共有物件で他の権利者からブロック塀等の除却工事について同意が得られない方は対象となりません。

3. 補助の対象となる工事

次の①または②の工事が対象です。

- ①補助の対象となるブロック塀等の全部を除却する工事【**除却工事**】
- ②補助の対象となる除却工事で適切な位置に設ける安全上支障の無い安全なブロック塀又は軽量フェンス等の工事【**建替工事**】

※ただし、他の制度による補助を受けたものや公共事業による移転等の補償となったものは対象となりません。また、工事が完了した報告書の提出を、補助金の受け取る年度の3月31日までにを行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 補助の金額

補助の対象となる除却工事費の費用(消費税及び地方消費税を含む)の2/3で限度額は**15万円**です。

また、補助の対象となる建替工事の費用(消費税及び地方消費税を含む)の2/3で限度額は**30万円**です。
(補助工事の単価は8万円/mが上限です)

※補助金の交付は、同一敷地内で1回限りです。

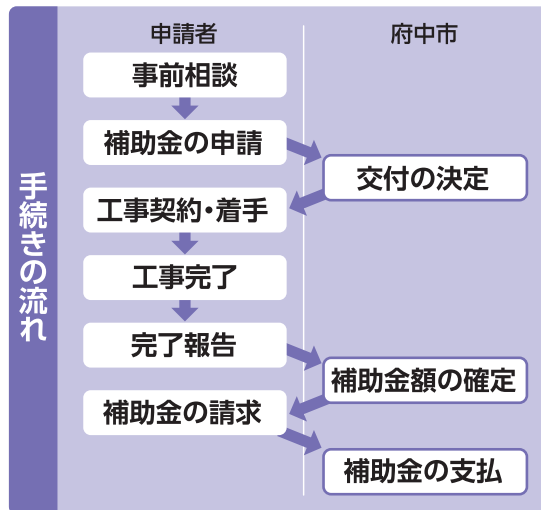
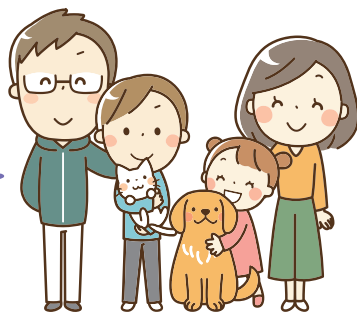
必ずお読み下さい！

補助金の交付の決定前に工事契約したときは、補助の対象となりません。

申請手続きについて

申請については、交付申請書にご記入のうえ、都市デザイン課へご提出ください。ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお尋ねください。

みんなが安全に
くらせる
まちづくりをしよう!



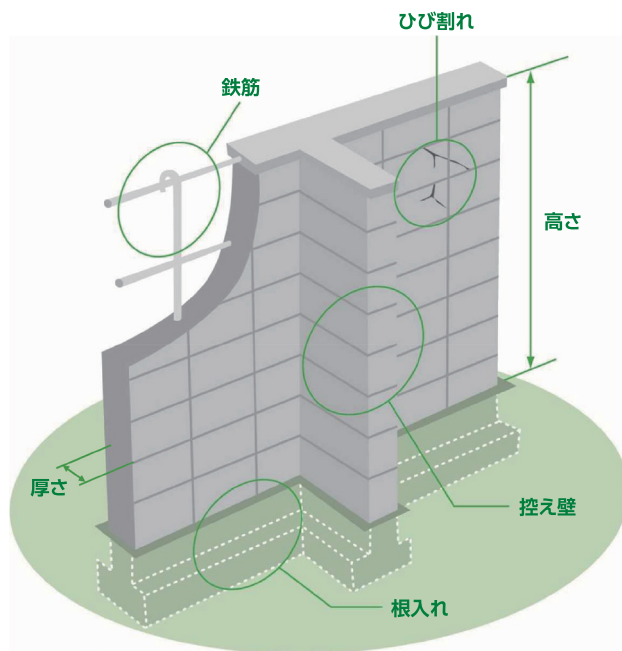
点検チェックポイント

コンクリートブロック造の塀の場合

- ☐ 1. 塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合) 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か 塀に傾き、ひび割れはないか。

【専門家に相談しましょう】

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

【専門家に相談しましょう】

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

ブロック塀改修の事例(南小学校)

ブロック塀等を
改修することで
安心・安全な
まちづくりに
つながります!



■改修前



■改修後

お問い合わせ

府中市 建設部 都市デザイン課 住宅政策係

TEL.0847-43-7156 FAX.0847-46-1535

申請書のダウンロードはこちら▶ <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seikatsu/hojo/4826.html>